

安全・安心ふくいプログラム 2019—2020

令和元年6月

目次

I	はじめに	1
II	目的、基本目標、期間	2
III	取組項目	
第1	子ども、女性、高齢者を犯罪から守ります	3
1	子どもを犯罪から守る対策の推進	
2	女性を犯罪から守る対策の推進	
3	高齢者を犯罪から守る対策の推進	
第2	犯罪の起きにくい社会をつくれます	6
1	県民と協働した地域の防犯力向上	
2	犯罪情勢に即した「見える・見せる活動」の推進	
3	非行少年を生まない社会づくり	
第3	犯罪の取締りを強化します	8
1	重要犯罪等の取締り	
2	暴力団犯罪などの組織犯罪対策の推進	
3	サイバー犯罪対策の推進	
4	生活経済事犯等の取締り	
第4	交通事故から県民を守ります	10
1	交通弱者を守る取組の推進	
2	悪質・危険運転者対策の推進	
3	高齢運転者の交通事故防止対策の推進	
4	交通安全意識を高める取組の推進	
5	通学路・生活道路対策の推進	
6	脱クルマ依存社会の推進	
第5	テロ、大規模災害等から県民を守ります	14
1	テロ未然防止対策の推進	
2	大規模災害対策の推進	
第6	治安基盤を強化します	15
1	初動警察活動、現場執行力の強化	
2	捜査環境の変化への的確な対応	
3	警察安全相談への対応の充実	
4	犯罪被害者支援の充実	
5	警察施設・装備の充実整備	
IV	統計資料（平成30年）	17

I はじめに

県、県公安委員会および県警察では、平成 15 年以降、総合的な治安対策プランを共同で策定し、県民の皆様が安全で安心して暮らせる福井の実現に向けて取り組んでいます。

平成 29 年 4 月から 2 年間は、「安全・安心ふくい」确实プランに基づき、

- ・ 刑法犯認知件数の更なる減少を目指す
- ・ 刑法犯の検挙率向上、重要犯罪の検挙率 100 パーセントを目指す
- ・ 交通事故死者数 35 人以下を目指す

などの基本目標を掲げ、各種施策・事業に取り組みました。

この結果、刑法犯認知件数は、平成 28 年の 3,645 件から平成 29 年は 3,231 件、平成 30 年は 3,197 件と戦後最少を更新しました。また、刑法犯の検挙率は、平成 28 年の 52.3 パーセントから平成 29 年は 54.6 パーセント、平成 30 年は 55.9 パーセントに向上するとともに、重要犯罪の検挙率は、平成 29 年、平成 30 年と連続して 100 パーセントとなるなど、県内の治安は良好に推移しています。

一方で、依然として子ども・女性の安全を脅かす事案が後を絶たず、高齢者等を狙った特殊詐欺の被害は減少しましたが、被害額は 1 億円を超えたほか、交通事故死者数は平成 28 年の 51 人から平成 29 年は 46 人、平成 30 年は 41 人と着実に減少したものの、人口 10 万人当たりの死者数は 2 年連続で全国ワースト 1 位となるなど、予断を許さない状況にあります。

さらに、暴力団の壊滅に向けた取組、サイバー空間の安全・安心の確保、官民一体となったテロ対策や大規模な自然災害への備えなど、引き続き、対処しなければならない課題も多くあります。

加えて、今後、北陸新幹線福井・敦賀開業や中部縦貫自動車道の全線開通により、高速交通体系が整備され、交流人口の一層の拡大が見込まれるなど、県内の治安情勢は変化していくことが考えられます。

そこで、これらの課題や治安情勢の変化に対応し、県民が安全で安心して暮らせる福井を実現するため、「安全・安心ふくいプログラム 2019-2020」を策定し、2 か年を目途として取り組むこととしました。

令和元年 6 月

福 井 県
福井県公安委員会
福 井 県 警 察

Ⅱ 目的、基本目標、期間

第1 目的

県民が安全で安心して暮らせる福井の実現

第2 基本目標

- 1 声かけ事案、ストーカー・DV事案、特殊詐欺等の被害の未然防止対策を強化し、子ども、女性、高齢者を犯罪から守ります。
- 2 地域みんなで力を合わせて犯罪の起きにくい社会づくりを推進し、県民の身近で発生する犯罪を防止します。
- 3 犯罪の取締りを強化し、刑法犯の検挙率向上、重要犯罪の検挙率100パーセントを目指します。
- 4 悪質・危険運転者の取締りや高齢者の交通事故防止など総合的な交通事故抑止対策を推進し、交通事故死者数35人以下を目指します。
- 5 原子力関連施設に対する警戒警備や災害警備の態勢を強化し、テロ、大規模災害等から県民を守ります。
- 6 治安環境の変化に的確に対応し、現場執行力の強化や施設・装備の充実を図り、治安基盤を強化します。

第3 期間

2019年度～2020年度の2年間

Ⅲ 取組項目

第1 子ども、女性、高齢者を犯罪から守ります

1 子どもを犯罪から守る対策の推進

【警察】

- (1) 声かけ、つきまとい等の前兆事案に対する先制・予防的警察活動を確実に実施します。
- (2) 登下校時間帯における通学路の重点的な警戒・パトロール、不審者情報等の共有・提供、学校等における防犯教室や不審者対応訓練への協力など、子どもの安全対策を推進します。
- (3) 児童虐待事案に対しては、児童の安全確保を最優先とし、児童相談所との24時間ホットライン体制による情報共有など、関係機関と連携した対応を徹底します。
- (4) 少年がインターネット利用に起因する犯罪等の被害に遭わないための取組を推進します。
- (5) 児童買春・児童ポルノ事犯等の福祉犯を取り締まります。

【県】

- (1) 通学路の危険箇所の点検や安全マップの作成等を進め、地域ぐるみの子どもの見守り活動を強化します。
- (2) 声かけ事案が多く発生する時間帯に重点を置いた「夕方見守り運動」に参加する地域住民を増やし、県民運動として展開します。
- (3) 「夕方見守り運動」に賛同する事業所を募集し、夕方に行う店舗周辺の花の水やりや清掃等に合わせた見守り活動を促進します。
- (4) ドライブレコーダー搭載車によるドラレコ見守り協力者を県内全域に拡げていきます。
- (5) 声かけ事案発生場所における集中的な見守り活動を実施します。
- (6) 児童虐待については、児童相談所において、通告受理後24時間以内に安全確認を行うとともに、関係機関と連携し、子どもの安全を最優先に対応します。
- (7) イベント会場での家族を対象とした体験・参加型安全安心講習会を開催するなど、家庭の防犯力向上を図ります。



防犯ボランティア
との見守り活動



通学路の合同点検



夕方見守り運動

2 女性を犯罪から守る対策の推進

【警察】

- (1) ストーカー、DV事案等に対しては、被害者の安全確保を最優先とし、行為者の検挙、禁止命令等の行政措置および被害者の保護対策を徹底します。
- (2) レディースガードリーダー（女性相談員）と連携した企業・団体等における防犯講座の開催など、女性の防犯力の一層の向上を図ります。
- (3) レディースパートナー（女性警察職員）の拡充など、女性相談者の立場に立った適切な対応を推進します。
- (4) 強制わいせつ、リベンジポルノ事犯や盗撮など、女性を対象とした卑劣な犯罪を徹底して取り締まります。

【県】

- (1) 地域ごとの犯罪情報の提供など、女子大学生の役に立つ防犯研修の実施や、高校生自ら企画・出演する防犯啓発CMの作成など、高校生・大学生等の自主的な防犯知識の習得を促進します。
- (2) 防犯アプリの普及や防犯ブザーの携行を促進し、身の危険が差し迫った時の対応力を強化します。
- (3) 声かけ事案発生場所における地域防犯団体による安全点検の実施や、新たにSNSを活用した不審者情報の発信など、女性が被害に遭わないための環境を整備します。
- (4) DV・性暴力事案に対しては、24時間365日相談可能であることを周知するとともに、配偶者等からの暴力の相談に即座に対応します。



レディースガードリーダー
講習会



女性からの相談対応訓練



女子大学生に対する
防犯研修会

3 高齢者を犯罪から守る対策の推進

【警察】

- (1) 金融機関やコンビニエンスストア、宅配事業者等との連携による特殊詐欺被害の阻止対策を推進します。
- (2) 「だまされた振り作戦」や他の都道府県警察との連携による特殊詐欺犯行グループ壊滅に向けた取締りを行います。
- (3) 携帯電話や預貯金口座の不正取得等の特殊詐欺を助長する犯罪の取締りと、犯行に利用された携帯電話の利用停止や預貯金口座の凍結など、犯行ツールの無力化対策を推進します。
- (4) 特殊詐欺被害を防止するためのタイムリーな地域安全情報の提供と効果的な広報啓発活動を推進します。
- (5) 巡回連絡や出前講座等による特殊詐欺の被害に遭わないための県民への注意喚起と被害防止対策資機材の普及を促進します。
- (6) 関係機関・団体や地域住民等と連携した行方不明者や高齢者虐待事案の早期発見・保護活動を推進します。

【県】

- (1) ケアマネージャーや民生委員に加え、訪問介護員等に対する消費者トラブル防止の見守り研修を実施するなど、高齢者の見守り支援を強化します。
- (2) 高齢者被害防止一斉啓発活動の実施や、高齢者への注意喚起に協力する施設や店舗等の拡大に加え、高齢者対象のインターネットトラブル防止のための講座の開催など、被害未然防止対策を強化します。
- (3) 市町の高齢者徘徊SOSネットワーク情報の活用により、徘徊による行方不明者を早期発見するなど、高齢者が安心して生活できる地域づくりを推進します。



防犯団体と連携した広報啓発活動



「だまされた振り作戦」の訓練状況



特殊詐欺の被害防止に関する出前講座

第2 犯罪の起きにくい社会をつくります

1 県民と協働した地域の防犯力向上

【警察】

- (1) リュウピーネット（県警察の情報メール配信システム）等の活用、民間事業者等との連携による防犯に役立つ情報や連続発生または県内に波及するおそれのある犯罪情報等の地域安全情報を提供します。
- (2) 防犯隊やふくいマイタウン・パトロール隊等による自主防犯活動を支援します。
- (3) 民間事業者等が自主的に行う地域に密着した防犯活動「防犯CSR活動」(注)を支援します。
- (4) 公共施設や商店街等における防犯カメラの設置を促進します。
- (5) 警察音楽隊やシンボルマスコット等を活用した防犯広報を推進します。

注：Corporate Social Responsibility の略。企業の社会的責任と訳される。法令遵守、環境保護、地域貢献等、純粋に財務的な活動以外の分野において、企業が持続的な発展を目的として行う自主的取組

【県】

- (1) 地域の効果的な自主防犯活動を推進し犯罪を防止するため、防犯カメラの設置を支援します。
- (2) 犯罪をした者等を対象とする総合窓口の設置支援など、再犯防止に関する施策を推進します。
- (3) 薬物乱用の違法性・危険性を周知する県内一斉街頭啓発活動を実施します。
- (4) 薬物乱用防止指導員による地域における啓発活動を推進します。

2 犯罪情勢に即した「見える・見せる活動」の推進

【警察】

- (1) 犯罪手口別の多発地域・時間帯等に的を絞った制服警察官やパトカーによるパトロールと職務質問を強化します。
- (2) 光（赤色灯）と音（アナウンス広報）のパトロールにより犯罪抑止と地域住民の安心感を醸成します。
- (3) 制服警察官の交番前での立番や主要交差点における駐留警戒を強化します。
- (4) 制服警察官の巡回連絡により地域住民の意見・要望の把握と防犯広報を強化します。
- (5) 隣接する交番・駐在所の連携や交番相談員の効果的運用による街頭活動の活性化と各種事案への適切な対応を推進します。



職務質問
※被質問者は模擬



パトロール活動



立番

3 非行少年を生まない社会づくり

【警察】

- (1) ヤングテレホン（少年相談）、学校・警察連携制度、スクールサポーターの効果的運用により少年非行を防止します。
- (2) 立ち直り支援としての「かがやきサポート活動」等を推進します。
- (3) 家庭・学校・地域への情報発信による少年を見守る社会気運を醸成します。
- (4) 学校と連携した非行防止教室等による少年の規範意識の向上を図ります。
- (5) 少年警察ボランティア等と連携した街頭補導活動を推進します。
- (6) 学校の対応状況等を踏まえ、いじめ問題に適切に対応します。

【県】

- (1) 児童ポルノ「自画撮り被害」の防止など、SNSによる情報発信に関して、小・中高校における出前講座を実施するなど、青少年を被害者にも加害者にもしない対策を推進します。
- (2) インターネットに起因する青少年の犯罪被害を防ぐため、保護者や地域住民等に対する研修会を開催します。
- (3) 保護者・青少年に対しインターネット上にある有害情報等に関する注意喚起を行うなど、青少年を有害環境から守る対策を推進します。
- (4) 青少年が集まりやすい深夜営業の店舗、駅構内等における夜間街頭巡回指導を実施します。
- (5) 中・高校生への成年年齢引下げに対応した実践的な授業を実施するとともに保護者への啓発を実施します。



スクールサポーター
による学校訪問活動



非行防止教室



街頭啓発活動
(「自画撮り被害」防止)

第3 犯罪の取締りを強化します

1 重要犯罪等の取締り

【警察】

- (1) 初動捜査の強化により殺人・強盗等の重要犯罪を取り締まります。
- (2) 空き巣・車上ねらい等の県民が身近に不安を感じる窃盗犯罪を取り締まります。
- (3) 捜査支援システムの整備・活用や他の都道府県警察との連携により広域犯罪を取り締まります。



初動捜査活動



現場鑑識活動



捜査支援システムの活用

2 暴力団犯罪などの組織犯罪対策の推進

【警察】

- (1) 暴力団等反社会的勢力の壊滅に向けた取締りを行います。
- (2) 関係機関・団体と連携した通学路の見守り活動など、暴力団事務所周辺における警戒を強化します。
- (3) 暴力団を公共事業や民間取引から排除するなど、社会一体となった暴力団排除活動を推進します。
- (4) 覚醒剤・大麻・危険ドラッグ等の薬物の需要の根絶と供給の遮断に向けた取締りを行います。
- (5) 武器庫の摘発など、違法銃器の発見・排除に向けた取締りを行います。
- (6) 来日外国人グループによる、組織窃盗・詐欺・カード犯罪等を取り締まります。



暴力団追放県民大会



暴力団追放パレード



押収した大麻草等

3 サイバー犯罪対策の推進

【警察】

- (1) サイバー犯罪被害の潜在化を防止するためのサイバーパトロールの実施と的確な相談対応を推進します。
- (2) インターネット利用者や企業等の対象に応じた啓発活動による民間の自主的な被害防止対策を促進します。
- (3) サイバー犯罪捜査に関して専門的な知識・技能を有する捜査員を育成するなど、体制強化と対処能力の向上を図ります。
- (4) 不正アクセス、コンピュータ・ウイルス等を利用する悪質事犯を取り締まります。
- (5) インターネット上における有害情報の実態解明とこれに起因する犯罪を取り締まります。



民間企業対象のサイバーセキュリティセミナー



サイバー捜査官の育成



データの解析

4 生活経済事犯等の取締り

【警察】

- (1) 架空の投資話等で不法な利益を得る悪質商法、無登録・高金利で貸し付けるヤミ金融、廃棄物の不法投棄等による環境事犯を取り締まります。
- (2) ヤミ金融等に悪用される携帯電話や預貯金口座等の犯行ツール無力化対策を推進します。
- (3) 悪質な客引きや無許可営業等の風俗事犯を取り締まります。



悪質商法事犯で押収した携帯電話機等



不法投棄された廃棄物の撤去

第4 交通事故から県民を守ります

1 交通弱者を守る取組の推進

【警察】

- (1) 交通弱者を遠くから発見する「夜間ハイビーム実践」運動を推進します。
- (2) 反射材普及協力店等との連携や反射材シールの直接貼付活動等による反射材の効果の周知と普及促進を図ります。
- (3) 歩行者や自転車利用者に対する現場での指導や、高齢者宅訪問等による啓発活動を強化します。
- (4) 交通安全教育車、歩行環境シミュレーター等の参加・体験型機材を活用した交通安全教室を開催します。
- (5) 未就学児等の移動経路の安全を確保するため、危険箇所に対する交通規制や横断歩道等の整備のほか、交通指導取締りを強化します。

【県】

- (1) 高齢者に対する反射材の貼付活動や全ての公民館の窓口への反射材の配置に加え、反射材エコバッグの普及活動を推進します。
- (2) 未就学児等の移動経路の合同点検を行うなど、関係機関と連携し、安全対策を推進します。



反射材貼付活動



自転車教室



交通安全教育車

2 悪質・危険運転者対策の推進

【警察】

- (1) 飲酒、無免許、著しい速度超過、あおり運転等の重大事故に直結する悪質・危険・迷惑性の高い違反に重点を置いた指導取締りを推進します。
- (2) 飲酒運転に関する車両や酒類の提供罪、同乗罪を取り締まります。
- (3) 飲酒運転根絶に向けた広報啓発活動を推進します。
- (4) 危険運転致死傷罪等の適用による悪質・重大な交通事故事件捜査を推進します。
- (5) 暴走族による違法行為を取り締まります。



あおり運転取締出動式



飲酒運転取締検問



飲酒運転根絶に向けた
広報啓発活動

3 高齢運転者の交通事故防止対策の推進

【警察】

- (1) ドライブレコーダーを活用した個々の運転者の特性を踏まえた安全運転指導を実施します。
- (2) 自動車教習所と連携した実車を用いた任意講習を実施します。
- (3) 交通関係協力団体との連携による戸別訪問や高齢者が多数集まる会合等での安全運転に向けたアドバイスを実施します。
- (4) 運転適性相談の充実や、運転免許を自主返納される方の利便性に配慮した行政手続きを推進します。

【県】

- (1) 「高齢免許返納者サポート制度」に賛同する事業者を増やすなど、制度を充実し、運転に不安のある高齢者の免許返納を促進します。
- (2) 安全運転サポート車の普及を目的に、イベント会場等における体験会や啓発活動を実施します。
- (3) 自主返納に踏み切れない高齢運転者を対象に、自らが運転時間帯や場所等を限定する安全運転の促進や、後付け安全装置の設置を支援します。
- (4) 加齢による身体機能低下を自己診断する出前型交通安全教室を実施します。



実車を用いた任意講習



看護師資格を有する職員
による運転適性相談



運転免許自主返納窓口

4 交通安全意識を高める取組の推進

【警察】

- (1) 全席シートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底に向けた広報啓発活動等を推進します。
- (2) 交通関係団体等との連携による「交通事故ゼロを目指す統一行動日」における街頭啓発活動を推進します。
- (3) 横断歩道における歩行者優先意識の徹底に向けた広報啓発活動を推進します。

【県】

- (1) 「子どもと高齢者を見かけたらスローダウン」県民運動を展開します。
- (2) 毎月の「交通事故0（ゼロ）を目指す統一行動日」において、街頭啓発等の交通安全啓発活動を強化します。
- (3) JAFと連携したVR動画を活用した啓発イベントの開催や、ガソリンスタンドでの啓発など、全席シートベルト・チャイルドシート着用徹底を図ります。



シートベルト着用効果体験車



「交通事故ゼロを目指す統一行動日」における街頭活動

5 通学路・生活道路対策の推進

【警察】

- (1) ゾーン30（注）の整備拡充と横断歩道の設置や補修などの交通安全施設の整備を推進します。
- (2) 通学路や生活道路における交通指導取締りを強化します。
- (3) 学校、道路管理者等との合同による通学路における交通安全対策を推進します。
- (4) 自転車利用者に対する違反行為の周知と安全運転指導を強化します。

注：地域を定めて、その範囲内で最高速度30km/hの速度規制や路側帯の拡幅などの安全対策を組み合わせ、速度抑制や抜け道として通行する行為の規制・排除を図る対策

【県】

- (1) ETCを活用した急ブレーキ多発地点情報等に基づく生活道路の交通安全対策を推進します。
- (2) 自転車の利用が多い通学路や生活道路における「自転車安心通行帯」の整備を促進します。
- (3) 歩道整備や歩道拡幅など、通学路の安全な歩行空間を整備します。



ゾーン30での広報活動



通学路での保護誘導活動



自転車利用者に対する安全運転指導

6 脱クルマ依存社会の推進

【県】

- (1) パークアンドライド駐車場の活用等により通勤時の自家用車（クルマ）の利用を控えるカーセーブ運動を推進します。
- (2) 「福井バイコロジスト宣言」等による自転車イベント情報の発信や自転車の利用を推進します。



カーセーブ運動
（オランダ自転車等試乗会）



宣言者による
サイクリングイベント

第5 テロ、大規模災害等から県民を守ります

1 テロ未然防止対策の推進

【警察】

- (1) 原子力関連施設をはじめとする重要施設等に対する警戒警備を強化します。
- (2) 不特定多数の者が集まる大規模集客施設や公共交通機関等のいわゆる「ソフトターゲット」に対する警戒警備を徹底します。
- (3) 大規模警備を見据えた官民一体のテロ未然防止対策を推進します。
- (4) サイバー攻撃による被害の未然防止と実態解明を推進します。
- (5) 拉致容疑事案等に対する捜査・調査の推進と沿岸警備協力会と連携した沿岸線の警戒を実施します。



原子力関連施設の
警戒警備



ソフトターゲットに
対する警戒警備



福井県サイバーテロ
対策協議会総会

2 大規模災害対策の推進

【警察】

- (1) 大規模災害に的確に対処するため、危機管理体制の点検および構築を持続的に推進します。
- (2) 消防、自衛隊等の関係機関との合同訓練による部隊の対処能力の向上を図ります。
- (3) 大規模災害に備えた初動態勢の強化と装備資機材の充実を図ります。

【県】

地震やゲリラ災害などに備え、災害が発生する前段階で国や市町、防災関係機関と連携し、迅速かつ的確な初動対応を実施します。



災害対処訓練



近畿府県合同防災訓練



中部管区広域緊急援助隊
合同訓練

第6 治安基盤を強化します

1 初動警察活動、現場執行力の強化

【警察】

- (1) 通信指令機能の高度化と通信指令を担う人材を育成します。
- (2) 現場を想定した実戦的な訓練や伝承教養の推進により、若手警察官の早期育成と現場執行力の強化を図ります。
- (3) 県民の多様なニーズに応えるための女性の視点を生かした警察活動を推進します。
- (4) 高速交通網の進展に伴う訪日外国人等の増加を見据えた対応力の向上と基盤の整備を行います。
- (5) 治安上の課題や情勢の変化に対応した組織体制を強化します。
- (6) 採用募集活動の充実強化による優秀な人材の確保と適材適所の人事配置を行います。



通信指令・無線通話技能
競技会



交番における
実戦的な訓練



女性鑑識係員による
採取活動

2 捜査環境の変化への的確な対応

【警察】

- (1) 取調べの録音・録画をはじめとする新たな刑事手続に対応した適正な警察捜査を推進します。
- (2) DNA型鑑定、防犯カメラ画像や電磁的記録の解析など、客観証拠を重視した捜査を推進します。
- (3) 犯罪死の見逃し防止に向けた取組を充実させます。



取調べの録音・録画研修



高精度DNA型鑑定装置



捜査員に対する検視研修

3 警察安全相談への対応の充実

【警察】

警察安全相談窓口の周知徹底と相談受理後の継続支援を充実します。

4 犯罪被害者支援の充実

【警察】

- (1) 経済的負担の軽減に資する、医療費等や住居移転経費などの公費負担制度の拡充・運用を図ります。
- (2) 精神的負担の軽減に配慮した被害者の心情・特性に応じた相談受理や事情聴取等を推進します。
- (3) 犯罪被害者の実態や支援活動などの情報発信・提供による、県民の理解の増進と地域ぐるみの総合的支援を推進します。

【県】

- (1) 福井被害者支援センターや性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターなどの相談窓口を更に周知し、被害者が安心して相談できる環境づくりを推進します。
- (2) 性暴力被害者からの夜間・休日の相談に対応するため、「性暴力救済センター・ふくい「ひなぎく」」において24時間相談受付に対応します。
- (3) 専門的な研修会の開催など、被害者を支援する人材育成を推進します。



ネットワーク総会



命の大切さを学ぶ教室



性暴力被害者支援研修

5 警察施設・装備の充実整備

【警察】

- (1) 地域の治安の要となる警察署や交番・駐在所等の警察施設を整備します。
- (2) 信号機等の交通安全施設の着実な維持管理・更新に向けた取組を推進します。
- (3) 警察活動を支える装備の充実整備を図ります。



新小浜警察署
(完成予想図)



嶺南機動隊射撃場



交番・駐在所の整備

IV 統計資料（平成30年）

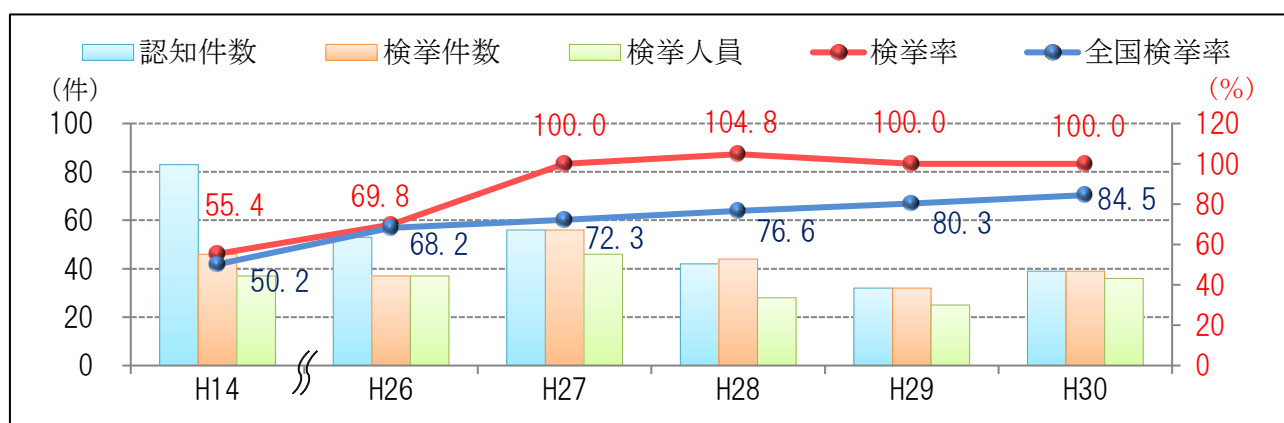
1 刑法犯の認知・検挙状況

平成30年の刑法犯認知件数は3,197件で、前年より34件（1.1%）減少し、平成15年以降16年連続で減少しました。また、検挙率は55.9%で、前年より1.3ポイント上昇して全国第12位でした。

		H14	H26	H27	H28	H29	H30
刑法犯	認知件数(件)	13,884	4,871	3,880	3,645	3,231	3,197
	検挙件数(件)	4,191	2,705	1,953	1,905	1,764	1,786
	検挙人員(人)	2,415	1,368	1,284	1,153	1,150	1,117

2 重要犯罪の認知・検挙状況

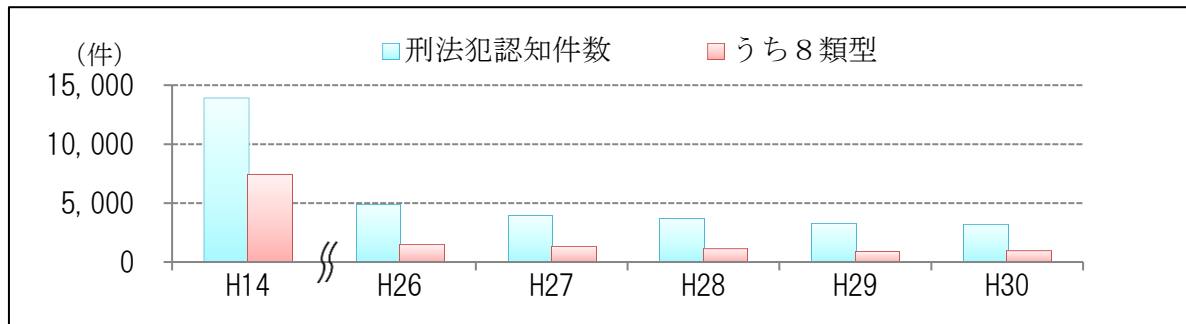
平成30年の重要犯罪（殺人、強盗、放火、強制性交等、略取誘拐および強制わいせつ）の認知件数は39件で、前年より7件（21.9%）増加しました。検挙率は100.0%で全国第5位となり、4年連続で検挙率100%以上となりました。



		H14	H26	H27	H28	H29	H30
重要犯罪	認知件数(件)	83	53	56	42	32	39
	検挙件数(件)	46	37	56	44	32	39
	検挙人員(人)	37	37	46	28	25	36

3 街頭犯罪・侵入犯罪8類型の認知状況

平成30年の街頭犯罪・侵入犯罪8類型の認知件数は962件で、前年より45件（4.9%）増加しましたが、空き巣や忍込みなどの侵入犯罪は減少しました。



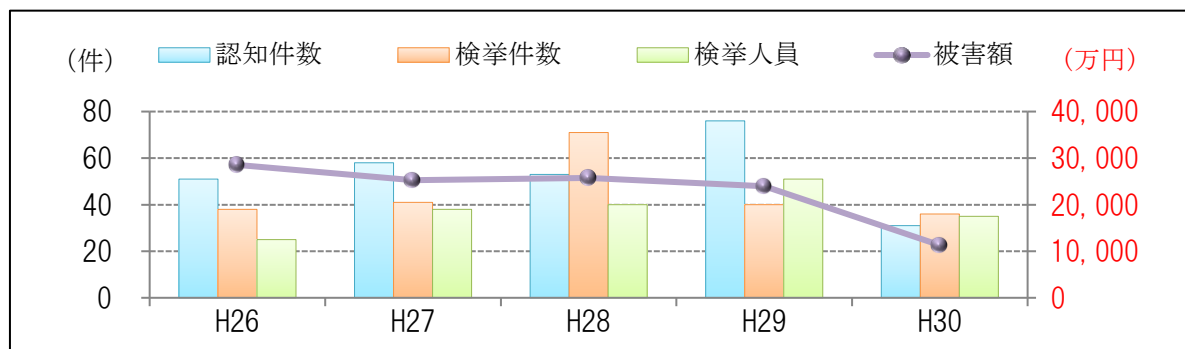
8類型		H14	H26	H27	H28	H29	H30
街頭犯罪	車上ねらい	2,416	350	321	238	202	277
	自動販売機ねらい	1,340	22	39	27	5	19
	自動車盗	202	29	27	32	36	23
	オートバイ盗	322	49	45	42	17	10
	自転車盗	2,341	747	621	558	484	487
侵入犯罪	空き巣	460	139	119	118	78	63
	忍込み	132	55	38	38	46	38
	住居侵入	188	82	90	70	49	45
合計		7,401	1,473	1,300	1,123	917	962

(単位: 件)

4 特殊詐欺の認知状況

平成30年の特殊詐欺の認知件数は31件で、前年より45件（59.2%）減少、被害額は約1億1,300万円で、前年より約1億2,624万円（52.8%）減少しました。

検挙件数は36件で、前年より13件（26.5%）減少し、検挙人員は35人で、前年より16人（31.4%）減少しました。



	H26	H27	H28	H29	H30
認知件数(件)	51	58	53	76	31
被害総額(万円)	28,540	25,284	25,775	23,924	11,300
検挙件数(件)	38	41	71	49	36
検挙人員(人)	25	38	40	51	35

5 子どもに対する声かけ事案等の現状

平成30年の子どもに対する声かけ、つきまとい事案等の相談等件数は235件で、前年より12件（5.4%）増加しました。また、性犯罪等を未然に防止するための先制・予防的活動は、検挙が24件で、指導・警告が68件でした。

（子どもに対する声かけ事案等の相談状況）

	H26	H27	H28	H29	H30
小学生以下	85	80	80	82	95
中学生	50	48	45	52	47
高校生	102	104	111	79	89
その他	15	10	6	10	4
合計	252	242	242	223	235

（単位：件）

（子どもへの声かけ事案等に対する先制・予防的活動の実施状況）

	H26	H27	H28	H29	H30
検挙	14	23	11	26	24
指導・警告	50	57	43	64	68

（単位：件）

6 女性が被害者となる犯罪等の現状

平成30年の女性が被害者となる犯罪の認知件数は160件で、前年より2件（1.2%）減少し、検挙件数は153件で、前年より4件（2.5%）減少しました。また、ストーカー事案の相談等件数は74件で、前年と同数、DV事案の相談等件数は187件で、前年より13件（7.5%）増加しました。

（女性が被害者となる犯罪の認知・検挙状況）

※ 県警察では、強制性交等や強制わいせつのうち、女性を狙った犯罪を「女性が被害者となる犯罪」として独自に統計を取っています。

	H26		H27		H28		H29		H30	
	認知件数	検挙件数	認知件数	検挙件数	認知件数	検挙件数	認知件数	検挙件数	認知件数	検挙件数
強制性交等	4	5	7	8	11	12	2	2	7	7
強制わいせつ	31	16	24	22	16	18	8	8	12	12
略取誘拐・人身売買	1	0	5	5	6	6	2	2	2	2
暴行	67	62	66	66	71	72	107	102	103	97
傷害	53	52	48	49	50	44	43	43	36	35
合計	156	135	150	150	154	152	162	157	160	153

（単位：件）

（女性が被害者となる犯罪の認知・検挙状況）

	H26	H27	H28	H29	H30
相談等	126	91	122	74	74
検挙	13	19	24	29	8
禁止命令・警告	20	23	41	40	27

（単位：件）

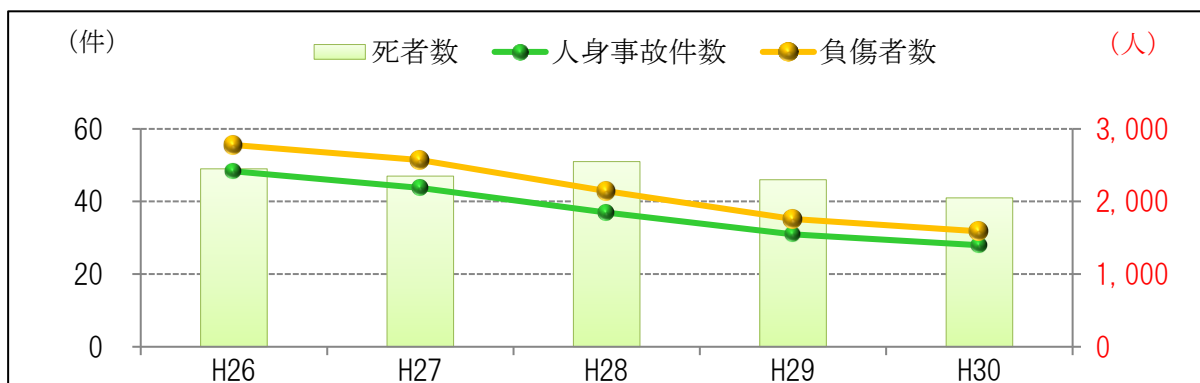
（DV事案の相談等、検挙・保護命令件数）

	H26	H27	H28	H29	H30
相談等	194	188	195	174	187
検挙	48	55	63	88	99
保護命令	8	6	11	10	9

（単位：件）

7 交通事故の発生状況

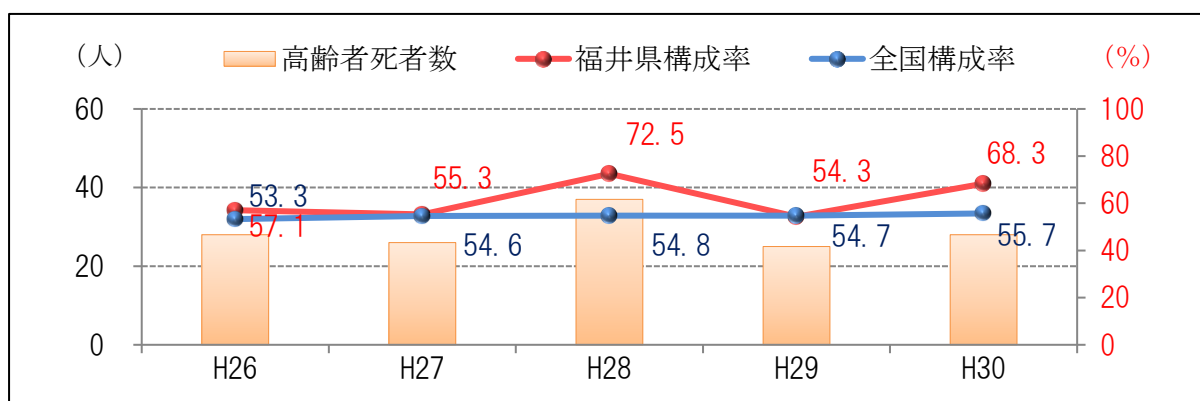
平成30年の交通事故死者数は41人で、前年より5人（10.9%）減少しました。人身事故件数は1,398件で、前年より151件（9.7%）減少し、負傷者数は1,589件で、前年より172件（9.8%）減少しました。人身事故件数および負傷者数ともに平成17年以降14年連続で減少しました。



	H26	H27	H28	H29	H30
交通事故死者数(人)	49	47	51	46	41
人身事故件数(件)	2,416	2,188	1,847	1,549	1,398
負傷者数(人)	2,778	2,572	2,141	1,761	1,589

8 高齢者死亡事故の現状

平成30年の交通事故死者数のうち、65歳以上の高齢者は28人で、前年より3人（12.0%）増加し、全死者数に占める高齢者の割合は68.3%で、全国平均（55.7%）を上回りました。



	H26	H27	H28	H29	H30
高齢者死者数	28	26	37	25	28
歩行中	17	10	10	14	10
自転車乗用中	2	2	13	3	5
自動車等乗車中	9	14	14	8	13

（単位：人）

